

「相続させる」旨の遺言における 代襲相続の可否

弁護士 茶木 真理子

第1 問題の所在

- 1 遺産の全部又は一部を特定の相続人に相続させたいと考え遺言書を作成する場合、登録免許税が安いという実益等から、遺贈ではなく、「相続させる」旨の遺言をする場合が多い。この「相続させる」旨の遺言の法的性質については、最高裁平成3年4月19日判決(民集45巻4号477頁)において、遺産分割方法の指定であり、何らの行為を要せずして遺産が死亡時に直ちに承継されることが明らかにされている。
- 2 昨今の高齢化社会の進行により、被相続人だけでなく、相続人が高齢者となっているケースも少なくなく、例えば、「相続させる」旨の遺言により遺産を相続させる名宛人となっていた相続人が、遺言者より先に死亡するという事態がさらに増えることが予想される。このような場合に、名宛人となっていた相続人の代襲相続人(通常は、相続人の子であることが多い。)が当該遺言によって遺産を代襲相続することになるのかという問題については、最近の下級審によっても判断が分かれているところである。
- 3 本稿では、この「相続させる」旨の遺言における代襲相続の可否という問題について、肯定、否定それぞれの判断をした裁判例を紹介、検討したうえで、遺言作成の方法や金融機関の対応について検討を加えてみたい。

第2 肯定裁判例

東京高裁平成18年6月29日判決(判時1949号34頁)は、「相続させる」旨の遺言における代襲相続の可否について、次のとおり述べて、代襲相続を肯定している。

「代襲相続は、被相続人が死亡する前に相続人に死亡や廃除・欠格といった代襲原因が発生した場合、相続における衡平の観点から相続人の有していた相続分と同じ割合の相続分を代襲相続人に取得させるのであり、代襲相続人が取得する相続分は相続人から承継して取得するものではなく、直接被相続人に対する代襲相続人の相続分として取得するものである。そうすると、相続人に対する遺産分割方法の指定による相続がされる場合においても、この指定により同相続人の相続の内容が定められたにすぎず、その相続は法定相続分による相続と性質が異なるものではなく、代襲相続人に相続させるとする規定が適用ないし準用されると解するのが相当である。

これと異なり、被相続人が遺贈をした時は、受遺者の死亡により遺贈の効力が失われるが(民法994条1項)、遺贈は、相続人のみならず第三者に対しても行うことができる財産処分であって、その性質から見て、とりわけ受遺者が相続人でない場合は、典型的に被相続人と受遺者との間の特別な関係を基礎とするものと解され、受遺者が被相続人よりも先に死亡したからといって、被相続人がその子に対しても遺贈する趣旨と解することができないものであるから、遺贈が効力を失うのであり、このようにすることが、被相続人の意思に合致するというべきであるし、相続における衡平を害することもないのである。他方、遺産分割方法の指定は相続であり、相続の法理に従い代襲相続を認めることこそが、代襲相続制度を定めた法の趣旨に沿うものであり、相続人間の衡平を損なうことなく、被相続人の意思にも合致することは、法定相続において代襲相続が行われることからして当然というべきである。遺産分割方法の指定がされた場合を遺贈に準じて扱うべきものではない。」

この裁判例は、「相続させる」旨の遺言の法的性質が遺産分割方法の指定であることを重視し、遺産分割方法の指定による相続も法定相続による相続と異なることはないから、相続の原則である代襲相続規定の適用を肯定しない理由はない、との価値判断に基づくものと考えられる。

第3 否定裁判例

これに対し、代襲相続の可否について、これを否定した裁判例は、東京家裁平成3年11月5日審判(家月44巻8号22頁)、札幌高裁昭和61年3月17日決定(判タ616号148頁)等があるが、最近では、東京地裁平

成21年11月26日判決(判時2066号74頁)があるので、この裁判例が判示するところを、以下紹介する。

「特定の相続人に「相続させる」旨の遺言は、通常、名宛人とされた特定の相続人に向けられた趣旨と解すべきであって、名宛人とされていた特定の相続人が、遺言者より先に死亡した場合には、遺言書中に当該相続人が先に死亡した場合には代襲相続人に当該遺産を代襲相続させる旨の記載があれば格別、そうでない限り、原則として遺言は失効すると解することが遺言者の通常の意味に合致すると解される。」

「しかしながら、「相続させる」旨の遺言においても、当該遺言書の全記載との関連、遺言書作成当時の事情及び遺言者のおかれていた状況等を考慮して遺言を合理的に意思解釈した上、遺言者の意思が、当該相続人が先に死亡した場合には、当該財産を代襲相続人に相続させるというものであったと認められるような特段の事情がある場合には、「相続させる」旨の遺言においても代襲相続が認められるというべきである。」

否定裁判例に共通するのは、「相続させる」旨の遺言を遺産分割方法の指定としても、その名宛人である相続人が遺言者よりも先に死亡した場合に、代襲相続人に当該遺産を取得させることを前提にして遺産分割方法の指定がなされたと解することは困難、との価値判断である。

第4 私見

1 肯定例で紹介した東京高裁判決は、その後上告受理申立がなされたが、最高裁で不受理の決定がなされたようである(判時2066号75頁)。否定例の東京地裁判決も控訴されているようであるが、現時点では、未だこの点に関する最高裁の判断はなされていない状況にある。

2 遺言が、遺言者が法定相続ではなく、その意思どおりの相続をあえて希望する場合になされるものであることに鑑みると、やはりその解釈にあたっては、遺言者の意思によらざるを得ないと思われる。とすれば、否定例で紹介した東京地裁判決が述べるとおり、名宛人となっている相続人が死亡した時点では原則遺言は失効すると解するのが相当であろう。

また、遺贈に代えて「相続させる」旨の遺言が多用されている状況下において、遺贈の場合には、受遺者が先に死亡したとき遺贈が効力を失うこととの均衡を考えたときも、上記結論が落ち着くよ

うに思う。

3 これに対し、東京高裁判決は、相続人間の衡平性を強調し、代襲相続を肯定している。しかし、遺言が遺されている場合には、既に相続人間の衡平性は失われているのではないだろうかとの疑問が残る。

第5 以上の検討をふまえて

1 遺言作成について

このように、代襲相続の可否について争いがあることを前提にすると、遺言者よりも先に相続人の死亡が予想される場合において、その代襲相続人への相続を希望する場合には、その旨を遺言書に明記しておく必要がある。

2 金融機関の対応について

もし代襲相続人からの預金払戻請求があった場合には、下級審で判断が分かれていること、仮に東京地裁判決の結論を採用するとしても、同判決が判示する特段の事情の有無について金融機関が判断することは通常困難であることからして、請求を拒否することになると思われる。

この点、銀行預金を特定の相続人に「相続させる」旨の遺言があったところ、相続人が遺言者より先に死亡した場合に、遺言によって指定された遺言執行者が代襲相続人のために銀行預金を払い戻したことについて、払戻が無効であると争われた裁判例(東京高裁平成11年5月18日判決、金商1068号42頁)がある。裁判所は、結論として、相続人の死亡により遺言は効力を失うが、銀行には過失がなく、準占有者に対する弁済として有効とした。この事案では、銀行は戸籍を確認していなかったが(よって、相続人が先に死亡しているという事情を知らなかったが)、遺言執行者が弁護士で、戸籍を確認していたとしても遺言の有効性について解釈が分かれている状況では、弁護士を信頼して預金の払戻をしても過失がない、と判断されている。このように、代襲相続人に払戻をしても、金融機関が救済される可能性はあるものの、通常は相続が絡む預金払戻にあたっては必ず戸籍を確認し、相続人が先に死亡していることが判明した場合には、金融機関としては代襲相続人からの請求を原則拒否するという対応をとることが望ましいと考える。

以上